

# 特定非営利活動法人横浜ユネスコ協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人横浜ユネスコ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全人類に対して、国際・文化交流、文化の承継、地球環境の再生に関する事業を行い、世界平和と人類のウェルビーイングに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3) 環境の保全を図る活動

(4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(5) 国際協力の活動

(6) 子どもの健全育成を図る活動

(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活

動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域文化・自然保全支援事業
- (2) 青少年育成事業
- (3) 国際理解・交流事業
- (4) 科学技術・環境事業
- (5) ESD支援事業
- (6) その他この法人の目的を達するための事業

### 第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員
  - ・一般会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人
  - ・学生会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した学生
  - ・法人、団体会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をも

って本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 5 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名以上を理事長とし、若干名を会長、副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、会長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 会長は、この法人の基本理念の指導にあたる。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総 会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された

事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあたっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑 則

### (細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	小島政行
会 長	高岡俊之
副理事長	堀尾藍
監 事	鈴木實
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費

正会員 5,000円

賛助会員

・一般会員 3,000円

・学生会員 2,000円

・法人、団体会員 30,000円



## 設 立 趣 旨 書

私たちは、貧困、飢餓、差別、搾取、紛争がもたらす世界の危機を直視し、世界平和の実現を人類共通の急務と捉えています。国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が掲げる理念に基づき、教育・文化・対話を通じて人々の心に平和の基盤を築くことを目的として、ここに横浜ユネスコ協会を設立します。

これらの課題の多くは、国家や制度以前に、人の心に根ざす差別意識や排除の構造から生じています。私たちは、差別なき公正な世界の実現を目指し、ユースを中心とした教育活動、国際交流、異文化共生の推進に取り組み、市民一人ひとりが平和の担い手となる社会の形成を目指します。

横浜は、開港以来、多様な文化と価値観を受け入れてきた国際都市であり、世界と地域を結ぶ拠点として平和の理念を発信する高い可能性を有しています。私たちは、これまで培ってきた国際交流や文化的活動の実績を基盤に、世代を超えた学びと対話の機会を広げ、持続可能な変革を次世代へとつないでいきます。

これまで私たちは、平和を指向する任意団体として、アフリカをめぐる国際課題、ジェンダー平等、ユースのエンパワメントを主なテーマに、学習活動、交流事業、啓発活動を行ってきました。これらの活動を通じて、世界の不正や分断の背景を学び、当事者の声に耳を傾け、市民が主体的に行動することの重要性を確認してきました。

今後は、これらの取り組みを基盤としつつ、より大所高所に立った視点から、グローバル社会の一員としての責任と行動を考える「グローバル・シチズンシップ」の醸成を進めます。また、気候変動や環境破壊が特定の地域や人々に不均衡な影響を及ぼす環境不公正の問題、さらには核兵器の是非を含む安全保障に関わる諸課題についても、教育・学習・市民的対話の場を通じて理解を深めていきます。

これらの活動は、特定の政党、政治的主張、政策決定を支持または反対することを目的とするものではありません。あくまでUNESCOの理念に基づき、平和、人権、持続可能性といった普遍的価値について、市民が多角的に学び、対話し、自ら考える力を育むことを目的とする非政治的・非営利の教育啓発活動です。

本会の目的は、不特定多数の市民を対象としたこれらの公共的活動を、継続的かつ透明性をもって推進することにあります。そのため、構成員の任意性に依存し、社会的信用や継続性に限界のある任意団体ではなく、また、事業性や社員の利益を前提とする他の法人格ではなく、非営利性・公益性・情報公開性を制度的に担保する特定非営利活動法人（NPO法人）として設立することが最も適切であると判断しました。

NPO法人としての法人格を取得することにより、行政、教育機関、国際機関、市民団体等との協働を円滑に進めるとともに、寄附や助成を受けるための説明責任を果たし、社会から信頼される持続可能な組織運営を実現してまいります。

私たちは、横浜市民をはじめとする多様な人々と世界を結び、UNESCOの理念を行動に移すことで、対話と理解に基づく真の平和の構築に寄与することをここに誓います。皆さまのご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

2025年12月5日

法人の名称 特定非営利活動法人 横浜ユネスコ協会  
設立代表者 小島 政行

## 2026年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人横浜ユネスコ協会

### 1 事業活動方針

ユネスコの世界遺産である平和と文化、そして科学や歴史を学ぶチャンスを会員だけでなく、広く横浜市民、一般人を対象に行う。簡単なテキスト、プレゼンテーションを作成する点につき費用が発生する。講師の方には謝礼を支給する。

#### 【2026年度】

2026年度においては、平和に遠い地域として、アフリカ、中東を理解するための基礎講座を中心に据え、一般市民におけるグローバルシチズンシップの涵養を目指す。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 地域文化・自然保全支援事業

###### ア 歴史探索

- ・内 容 神奈川県内の歴史的な地域を訪ね、見識を高め、保全に尽くす
- ・日 時 4月
- ・場 所 横浜外国人墓地
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般市民 5人
- ・事業収入見込額 0円
- ・事業支出見込額 10,000円 (諸謝金 10,000円)

###### イ 古典講座

- ・内 容 日本の古典を輪読し、見識を高め、文学の保全に尽くす
- ・日 時 毎月(ただし、8月と12月を除く)全十回
- ・場 所 かながわ県民センター
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般市民 10名
- ・事業収入見込額 150,000円
- ・事業支出見込額 126,000円 (諸謝金 120,000円 会場費 6,000円)

###### ウ ユネスコ茶会

- ・内 容 裏千家茶席 伝統作法としての茶席を初めての方からベテランまで、約100名の方に経験堪能する。茶道へのバーを下げ、日本の伝統文化を広げる活動。
- ・日 時 2027年3月ごろ
- ・場 所 三溪園
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 一般市民 100名
- ・事業収入見込額 50,000円
- ・事業支出見込額 50,000円 (支払い寄付金 50,000円)

###### エ 識字支援

- ・内 容 東南アジア各地における識字率の向上  
書き損じはがき、未使用切手などの寄付を募り、集めたお金を日本ユネスコ協会を通じて、識字向上当該国へ寄付する。受益者は、東南アジアなどの子どもたち。

- ・日 時 8月、12月
- ・場 所 不定
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 50名 主として東南アジアの子どもたち
- ・事業収入見込額 5,000円
- ・事業支出見込額 5,000円 (支払い寄付金 5,000円)

② 青少年育成事業

- ・内 容 平和基礎セミナー
- ・日 時 8月
- ・場 所 横浜開港記念会館
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般市民 10人
- ・事業収入見込額 0円
- ・事業支出見込額 37,000円 (諸謝金 30,000円 会場費 5,000円 印刷費 2,000円)

③ 国際理解・交流事業

ア アフリカ理解セミナー

- ・内 容 アフリカ勉強会
- ・日 時 8月
- ・場 所 横浜開港記念会館
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 一般市民 10人
- ・事業収入見込額 0円
- ・事業支出見込額 32,000円 (諸謝金 25,000円 会場費 5,000円 印刷費 2,000円)

イ 中東理解セミナー

- ・内 容 アラビア語勉強会
- ・日 時 11月
- ・場 所 横浜開港記念会館
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般市民 10人
- ・事業収入見込額 0円
- ・事業支出見込額 30,000円 (諸謝金 20,000円 会場費 8,000円 印刷費 2,000円)

④ 科学技術・環境事業

- ・内 容 マイクロプラスチックに関する映画の上映会
- ・日 時 11月
- ・場 所 横浜開港記念会館
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 一般市民 50人
- ・事業収入見込額 75,000円 (1,500円×50人)
- ・事業支出見込額 60,000円 (諸謝金 40,000円 会場費 15,000円 印刷費 5,000円)

⑤ ESD 支援事業

- ・内 容 フードロスに関するワークショップ
- ・日 時 2027 年 3 月
- ・場 所 かながわ県立労働プラザ
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 一般市民 10 人
- ・事業収入見込額 0 円
- ・事業支出見込額 30,000 円 (諸謝金 20,000 円 会場費 8,000 円 印刷費 2,000 円)

## 2027年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人横浜ユネスコ協会

### 1 事業活動方針

ユネスコ精神である平和と文化、そして科学や歴史を学ぶチャンスを会員だけでなく、広く横浜市民、一般人を対象に行う。簡単なテキスト、プレゼンテーションを作成する点につき費用が発生する。講師の方には謝礼を支給する。

#### 【2027年】

アフリカに最も近い都市といわれる横浜から、アフリカ課題を発信していきたい。本年度はアフリカ、すなわちグローバルサウスとしてのアフリカに着目して、その経済的な偏りの是正のために我々ができることを模索していきたい。

### 2 事業内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

##### ① 地域文化・自然保全支援事業

###### ア 歴史探索

- ・内 容 神奈川県内の歴史的な地域を訪問し、見識を高め、保全に尽くす
- ・日 時 4月
- ・場 所 未定
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般市民 5人
- ・事業収入見込額 0円
- ・事業支出見込額 10,000円 (諸謝金 10,000円)

###### イ 古典講座

- ・内 容 日本の古典を輪読し、見識を高め、文学の保全に尽くす
- ・日 時 毎月(ただし、8月と12月を除く)全十回
- ・場 所 かながわ県民センター
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般市民 10名
- ・事業収入見込額 150,000円
- ・事業支出見込額 126,000円 (諸謝金 120,000円 会場費 6,000円)

###### ウ ユネスコ茶会

- ・内 容 裏千家茶席 裏千家の若い先生方に茶席を設けていただき、約100名の一般市民の方々に茶席を堪能いただくとともに、伝統文化継承の重要性を知らしめる活動。
- ・日 時 2028年3月ごろ
- ・場 所 三溪園
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 一般市民 100名
- ・事業収入見込額 50,000円
- ・事業支出見込額 50,000円 (支払い寄付金 50,000円)

###### エ 識字支援

- ・内 容 東南アジア各地における識字率の向上  
書き損じはがき、未使用切手などの寄付を募り、集めた金銭を日本ユネスコ協会を通じて、識字率の低い国々における教育の手助けを図る。

- ・日 時 8月、12月
- ・場 所 不定
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 50名 主として東南アジアの子どもたち
- ・事業収入見込額 5,000円
- ・事業支出見込額 5,000円 (支払い寄付金 5,000円)

② 青少年育成事業

- ・内 容 平和基礎セミナー
- ・日 時 8月
- ・場 所 横浜開港記念会館
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般市民 10人
- ・事業収入見込額 0円
- ・事業支出見込額 37,000円 (諸謝金 30,000円 会場費 5,000円 印刷費 2,000円)

③ 国際理解・交流事業

ア アフリカ理解セミナー

- ・内 容 アフリカ勉強会
- ・日 時 8月
- ・場 所 横浜開港記念会館
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 一般市民 10人
- ・事業収入見込額 0円
- ・事業支出見込額 32,000円 (諸謝金 25,000円 会場費 5,000円 印刷費 2,000円)

イ 国際都市横浜の理解

- ・内 容 国際都市横浜を考えるワークショップ
- ・日 時 11月
- ・場 所 横浜開港記念会館
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 一般市民 30人
- ・事業収入見込額 0円
- ・事業支出見込額 30,000円 (諸謝金 20,000円 会場費 8,000円 印刷費 2,000円)

④ 科学技術・環境事業

- ・内 容 電子機器廃棄物セミナー
- ・日 時 11月
- ・場 所 横浜開港記念会館
- ・従事者人員 2人
- ・受益対象者 一般市民 50人
- ・事業収入見込額 75,000円 (1,500円×50人)
- ・事業支出見込額 60,000円 (諸謝金 40,000円 会場費 15,000円 印刷費 5,000円)

⑤ ESD 支援事業

- ・内 容 海洋汚染について学ぶワークショップ  
鎌倉市由比ヶ浜の海岸線に沿ってビーチコーミング、ビーチクリーン  
を行い、どのような漂着物がどこから流れ着いたのかを話し合い、海  
洋汚染、特にプラスチック海洋汚染について学ぶ。
- ・日 時 2028年3月
- ・場 所 神奈川県鎌倉市
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 市内中学生 60人
- ・事業収入見込額 0円
- ・事業支出見込額 30,000円 (諸謝金 20,000円 会場費 8,000円 印刷費 2,000円)

## 活動予算書

成立の日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人横浜ユネスコ協会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	120,000		
		170,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
		200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	30,000		
		30,000	
4. 事業収益			
古典講座	150,000		
ユネスコ茶会	50,000		
識字支援	5,000		
科学技術・環境事業	75,000		
		280,000	
5. その他収益			
受取利息	10,000		
		10,000	
経常収益計			690,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	265,000		
支払い寄付金	55,000		
会場費	47,000		
印刷費	13,000		
その他経費計	380,000		
事業費計		380,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	20,000		
支払い会費	75,000		
印刷費	60,000		
通信費	15,000		
賃借料	90,000		
その他経費計	310,000		
管理費計		310,000	
経常費用計			690,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
受け取り寄付金	3,500,000		
経常外収益計			3,500,000
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			3,500,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			3,500,000

## 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人横浜ユネスコ協会

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	150,000	
		200,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	
		200,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	30,000	
		30,000
4. 事業収益		
古典講座	150,000	
ユネスコ茶会	50,000	
識字支援	5,000	
科学技術・環境事業	75,000	
		280,000
5. その他収益		
受取利息	10,000	
		10,000
経常収益計		720,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	265,000	
支払い寄付金	55,000	
会場費	47,000	
印刷費	13,000	
その他経費計	380,000	
事業費計		380,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
<b>臨時雇賃金</b>	30,000	
人件費計	30,000	
(2) その他経費		
会議費	50,000	
旅費交通費	20,000	
支払い会費	75,000	
印刷費	60,000	
通信費	15,000	
賃借料	90,000	
その他経費計	310,000	
管理費計		340,000
経常費用計		720,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		3,500,000
次期繰越正味財産額		3,500,000